2026 年 10 月 14 日
逗　子　市

ZUSHI プロテインのチラシの
薬機法等違反に関するお詫びについて

本市で作成した「ZUSHI プロテイン」のチラシに、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）及び健康増進法に違反する表示があったことについて、ここにお詫び申し上げます。

１．違反内容

チラシに掲載した「吸収が速く、筋肉修復や健康維持などが期待できる乳由来のたんぱく質」との表示が、薬機法第 68 条に違反していました。健康増進法に基づく違反事項については、10 月 16 日に詳細が判明します。

２．発覚と対応

10 月 6 日：神奈川県鎌倉保健福祉事務所から電話で指摘を受けました
10 月 8 日：同事務所からチラシの回収指示を受けました
対応状況：本市は 10 月 6 日にチラシの回収を完了し、デジタル媒体についても削除いたしました

３．今後の対応

本市は、10 月 16 日に鎌倉保健福祉事務所において、チラシを作成した経緯や部数についてご報告し、再発防止策について是正指導を受ける予定です。

４．商品について

違反があったのはチラシの表示であり、商品自体に問題はありません。引き続き、逗子市観光協会（市庁舎２階経済観光課内）で取り扱います。

ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。今後、法令遵守の徹底と適切な情報発信に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：
市民協働部　経済観光課　稲井
電話：046-873-1111　内線 281